

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局登記部門 登記官 山口 忠弘
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局甲賀支局 登記官 林田 みゆき
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局彦根支局 登記官 松村 清和
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局長浜支局 登記官 谷 浩次
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局高島出張所 登記官 岡田 篤義
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月28日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 曾我部 淳
記

意見又は資料の提出先

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階

大津地方法務局 地図整備・筆界特定室

電話：077-510-2580